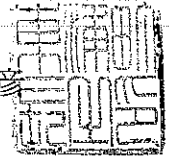




26 東防第 991 号
平成 26 年 6 月 4 日

東浦町議会議長 森 本 康 夫 殿

東浦町長 神 谷 明 彦



専決処分について (報告)

このことについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第 1 項の規定に基づき指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

報告第 8 号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第8号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月20日

東浦町長 神谷明彦

報告第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

防犯灯の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成26年3月20日

東浦町長 神谷明彦

記

1 事故の概要

平成26年2月15日午後8時頃、森岡字中町地内の町道に設置している防犯灯のカバーが老朽化により落下し、その下に駐車していた乙所有の車両のボンネットを破損させた。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

86,009円

	甲(東浦町)	乙(****)
損害額	0円	86,009円
過失割合	100%	0%
甲・乙責任額	86,009円	0円

4 和解の内容

甲は乙に対して、86,009円を支払うこととする。